

第 6 期相生市障害福祉計画

第 2 期相生市障害児福祉計画

(案)

相生市

目次

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定に当たって..... | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 1 |
| 3 計画の期間 | 3 |
| 4 計画策定の背景 | 3 |
| 5 計画の策定体制 | 4 |
| 第2章 本市の現状 | 5 |
| 1 統計からみる本市の現状..... | 5 |
| 2 障害のある人の現状..... | 6 |
| 3 市民アンケートからみる現状..... | 12 |
| 4 団体等アンケートからみる現状..... | 17 |
| 第3章 計画の目指す方向..... | 19 |
| 1 計画の基本理念・基本方針..... | 19 |
| 第4章 成果目標と見込量..... | 20 |
| 1 令和5年度に向けた本市の成果目標..... | 20 |
| 2 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策..... | 25 |
| 3 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策..... | 30 |
| 4 その他の活動指標の見込量と確保のための方策..... | 39 |
| 第5章 第2期障害児福祉計画..... | 42 |
| 1 令和5年度に向けた本市の成果目標..... | 42 |
| 2 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策..... | 43 |
| 第6章 計画の推進体制..... | 45 |
| 資料編 | 46 |
| 1 用語解説 | 46 |
| 2 計画策定の経緯 | 48 |
| 3 相生市障害者自立支援協議会委員名簿..... | 49 |
| 4 相生市障害者自立支援協議会設置要綱..... | 50 |

1 計画策定の趣旨

本市では、平成30年3月に「相生市障害者福祉長期計画」（「第3次相生市障害者基本計画」、「第5期相生市障害福祉計画」及び「第1期相生市障害児福祉計画」を一体のものとして策定したもの。以下、「前計画」という。）を策定し、「誰もが自分らしく、いきいきと、安心して暮らせる地域共生社会の実現」を基本理念に、障害者福祉の推進に取り組んできました。

「第3次相生市障害者基本計画」の計画期間が令和5年度までであるのに対し、「第5期相生市障害福祉計画」と「第1期相生市障害児福祉計画」は、令和3年3月末に計画期間を終えることから、最近の障害者福祉に関する動向やサービス利用状況の推移などを踏まえ、新たに「第6期相生市障害福祉計画」及び「第2期相生市障害児福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

（1）法的根拠

本計画は、「障害者総合支援法」第88条に基づく市町村障害福祉計画、さらに「児童福祉法」第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画に相当するものです。

なお、本計画とは別に策定する「相生市障害者基本計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画に相当するもので、障害のある人に対する施策の基本的な事項を定める中長期計画となります。

市町村障害福祉計画…障害福祉サービスの提供に関し、必要なサービス量の見込みやその確保の方策などを定める実施計画。

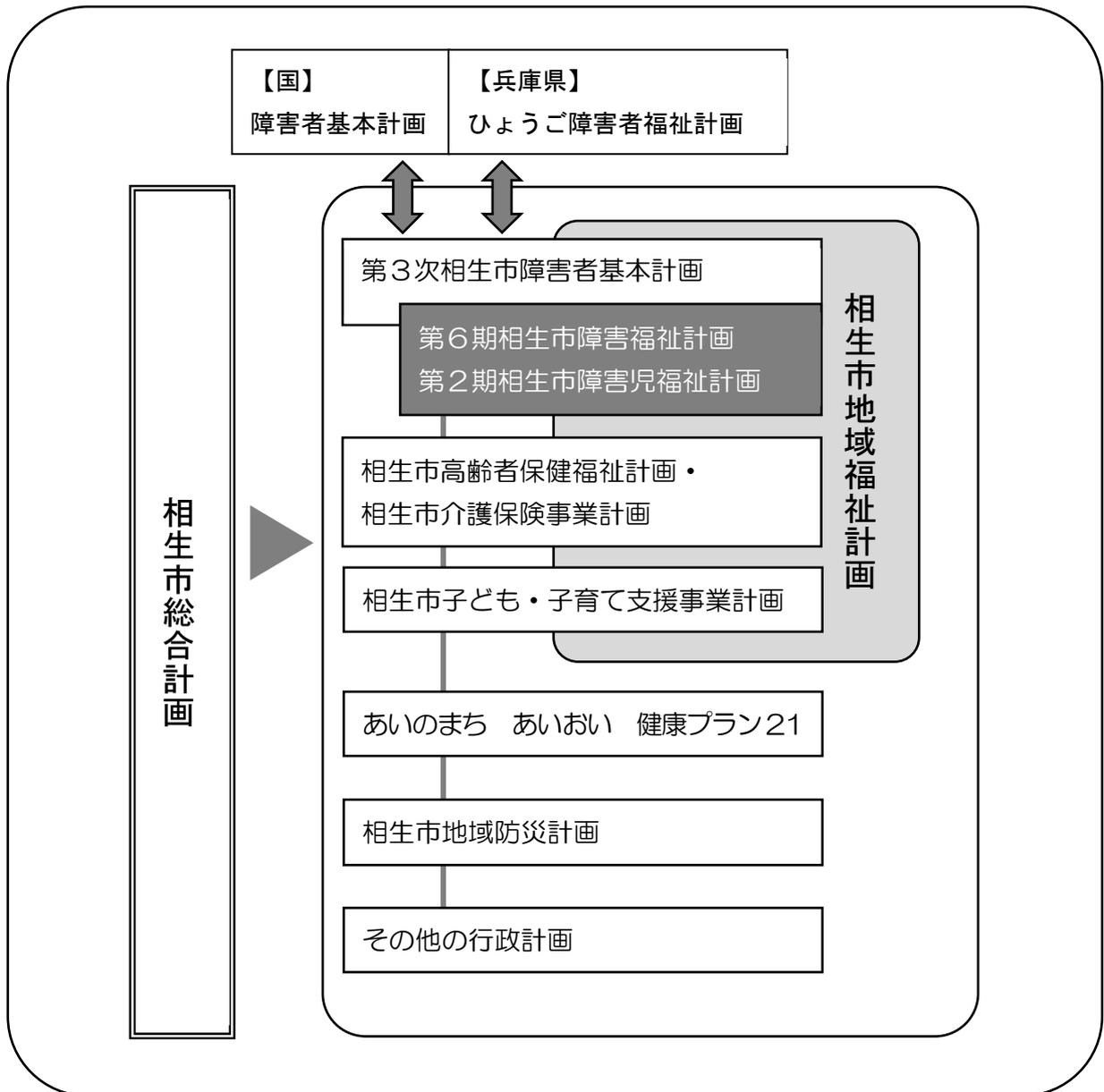
市町村障害児福祉計画…障害児通所支援及び障害児相談支援のサービス量の見込みやその確保の方策などを定める実施計画。

市町村障害者計画…地域の障害のある人の福祉に関する基本的なことから定める計画。（本計画は、この市町村障害者計画に基づく、具体的な実施計画となります。）

(2) 他計画との関連

本計画は、国の「障害者基本計画」や兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画」、「兵庫県障害福祉推進計画」などを踏まえ策定しました。

また、本市の最上位計画である「相生市総合計画」及び福祉分野の総合的な計画である「相生市地域福祉計画」を上位計画とし、関連するさまざまな計画との整合性と連携を図り策定しました。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。令和5年度末に、次期計画を策定する予定です。

(年度)

| | 平成 27 | 28 | 29 | 30 | 令和 元 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
|--------------------|----------|----|----|-----|---------|-----|---|-----|---------------|---|---|---|
| 相生市 障害者 基本計画 | 第2次 | | | 第3次 | | | | | 第4次(令和11年度まで) | | | |
| 相生市 障害福祉計画 | 第4期 | | | 第5期 | | 第6期 | | 第7期 | | | | |
| 相生市 障害児 福祉計画 | | | | 第1期 | | 第2期 | | 第3期 | | | | |

▲本計画

▲次期計画(予定)

4 計画策定の背景

(1) 国の動向

平成18年、国連総会で「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択されました。わが国はこの条約の批准に向け、必要な国内法の整備を進めてきました。

主なものとしては、「障害者基本法」の改正（平成23年）、「障害者総合支援法」の成立（平成24年）、「障害者差別解消法」の成立（平成25年）、「障害者雇用促進法」の改正（平成25年）などがあります。

これらの法整備を経て、わが国は平成26年1月に「障害者権利条約」を批准、同年2月に国内で同条約が発効しました。

さらに、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正（平成28年）により、障害のある人の望む地域生活を支援し、障害児支援の多様なニーズに対応するためのサービスの新設、市町村に対する「障害児福祉計画」策定の義務付けなどが定められました。

また、平成27年に国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、国際社会が目指すべき長期的な開発の指針として、17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）で構成されたSDGs*（Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標）が示されました。17のゴールには「すべての人に健康と福祉を」、「働きがいも経済成長も」、「住み続けられるまちづくりを」など、障害者福祉に関連する項目も含まれており、日本を含む世界各国で目標を達成するための取り組みが進められています。

※「*」印の付いた用語は、巻末「資料編」の用語解説に説明があります。

(2) 兵庫県の動向

兵庫県では、昭和 57 年に「兵庫県国際障害者年長期計画」を策定しました。この計画はその後、順次改定が行われ、平成 27 年には「ひょうご障害者福祉プラン」と「兵庫県障害福祉計画」を統合する形で「ひょうご障害者福祉計画」を策定しました。

「ひょうご障害者福祉計画」は当初、計画期間を終える令和 2 年度に次期計画へと改定される予定でしたが、同年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、その影響や対策等を審議するため、策定を令和 3 年度末に実施することとなりました。

なお、障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策を定めた実施計画である「兵庫県障害福祉推進計画」は当初の予定通り令和 2 年度に策定され、令和 3 年度から第 6 期計画がスタートします。

(3) 本市の動向

本市では、福祉分野の総合的な計画である「第 2 次相生市地域福祉計画」を平成 30 年 3 月に策定し、「助けあい、支えあい 絆をつなぐ あいのまち」を基本理念として自助、互助、共助、公助による協働のまちづくりを推進してきました。

障害者施策に関しては、平成 19 年 3 月に「相生市障害者基本計画」及び「相生市障害福祉計画」を策定し、障害のある人の地域での生活や自立支援、医療・保健体制の充実、権利擁護の推進などへ向けたさまざまな施策を推進してきました。

これらの計画は本市を取り巻く社会情勢や国・県の制度改正等を踏まえて順次改正され、平成 30 年 3 月策定の前計画を経て、本計画へと継承されています。

5 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、障害のある人の自立した地域生活の支援などを目的に、障害者福祉関連の団体・機関等の関係者らで構成される相生市障害者自立支援協議会において、審議を行いました。

また、障害のある人や市民を対象としたアンケート、当事者団体や障害福祉事業所を対象としたアンケート及びパブリックコメントを実施し、多くの意見を聴取して本計画への反映に努めました。

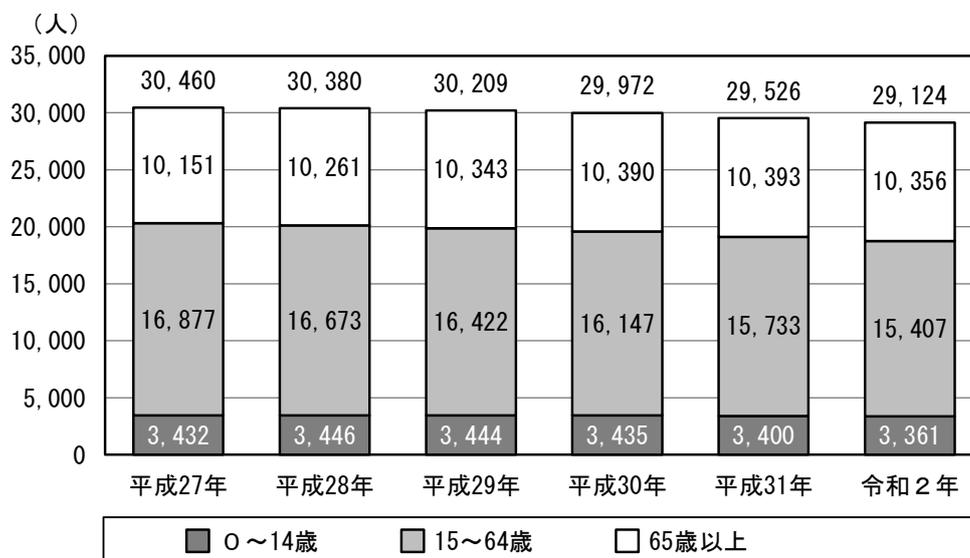
1 統計からみる本市の現状

(1) 人口の推移

本市の総人口の推移をみると、年々減少傾向にあり、令和2年は平成27年と比較して1,336人（4.4%）減の29,124人となっています。

年齢3区分別で人口の推移をみると、0～14歳人口は平成28年以降、減少を続けており、15～64歳人口は平成27年以降、一貫して減少傾向となっています。

その一方、65歳以上人口は増加を続けていきましたが、令和2年には減少に転じています。



資料／住民基本台帳（各年3月31日現在）

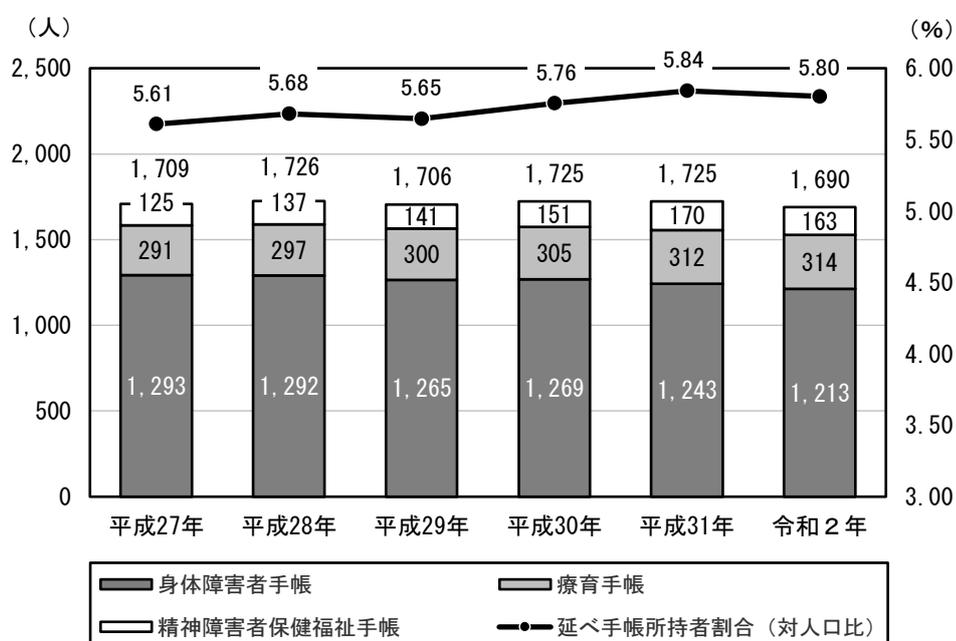
2 障害のある人の現状

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳）所持者数は、年ごとに増減はあるものの、ほぼ 1,700 人前後で推移しています。

手帳の種別でみると、身体障害者手帳の所持者は平成 30 年に一旦増加したものの、全体としては減少傾向となっています。療育手帳の所持者数は年々増加傾向となっています。精神障害者保健福祉手帳は、令和 2 年に一旦減少していますが、全体としては増加傾向となっています。

総人口に対する手帳所持者の割合は、年ごとに増減はあるものの、全体としては増加傾向にあります。

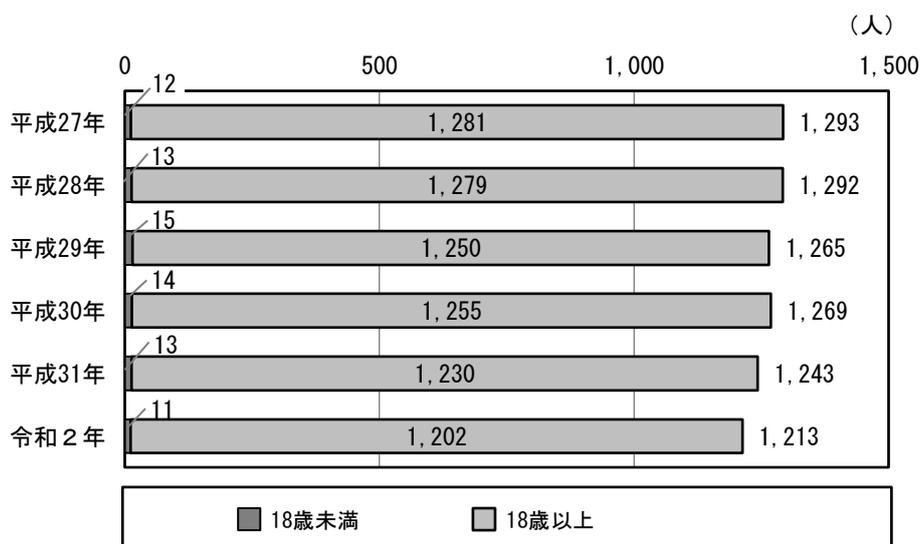


(各年3月31日現在)

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

■ 年齢別手帳所持者数の推移

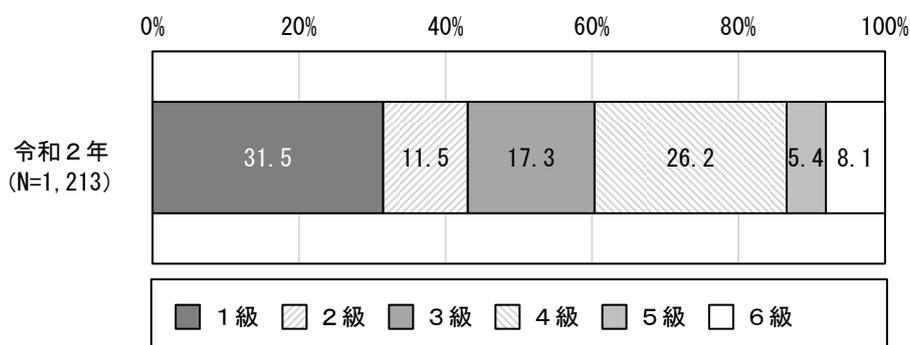
身体障害者手帳所持者数の推移を年齢別で見ると、18歳未満は平成30年以降、減少傾向となっていますが、概ね11人から15人で推移しています。18歳以上は平成30年に一旦増加しているものの、全体としては減少傾向にあり、令和2年は平成27年と比較して79人(6.2%)減の1,202人となっています。



(各年3月31日現在)

■ 等級別構成比

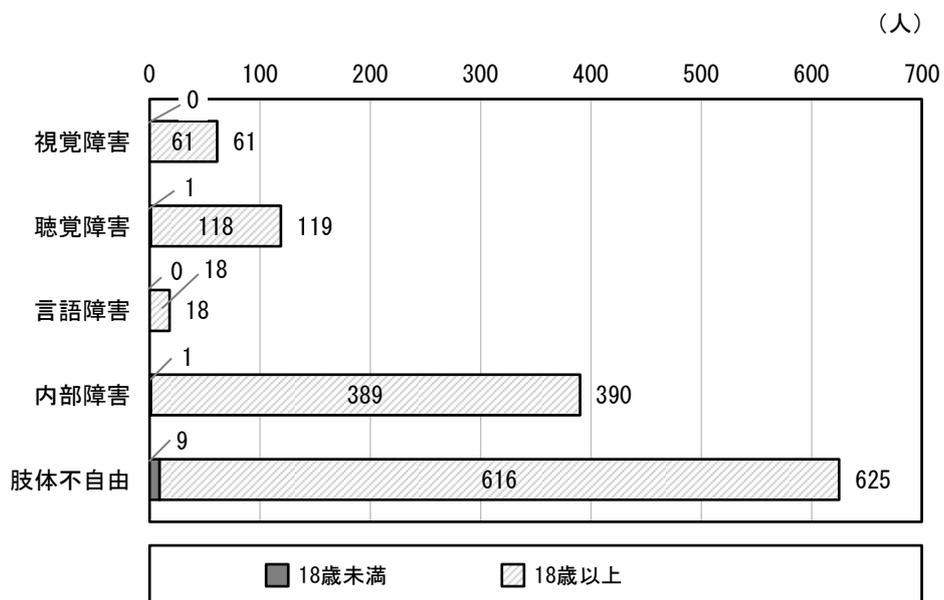
令和2年3月末時点の身体障害者手帳所持者数を等級別の構成比で見ると、1級が31.5%と最も多く、次いで4級が26.2%、3級が17.3%となっています。



(令和2年3月31日現在)

■障害の種類別構成比

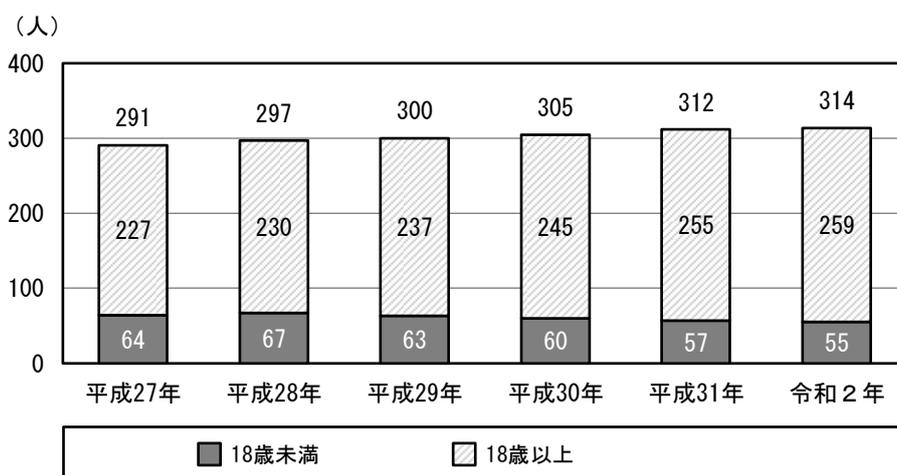
令和2年3月末時点の身体障害者手帳所持者数を障害の種類別で見ると、肢体不自由が625人（18歳未満9人、18歳以上616人）と最も多く、次いで内部障害が390人（18歳未満1人、18歳以上389人）、聴覚障害が119人（18歳未満1人、18歳以上118人）となっています。



(3) 療育手帳所持者の状況

■ 年齢別手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移を年齢別で見ると、18歳未満は平成28年をピークに年々減少し、令和2年は平成27年と比較して、9人(14.1%)減の55人となっています。反面、18歳以上は増加を続けており、令和2年は平成27年と比較して、32人(14.1%)増の259人となっています。

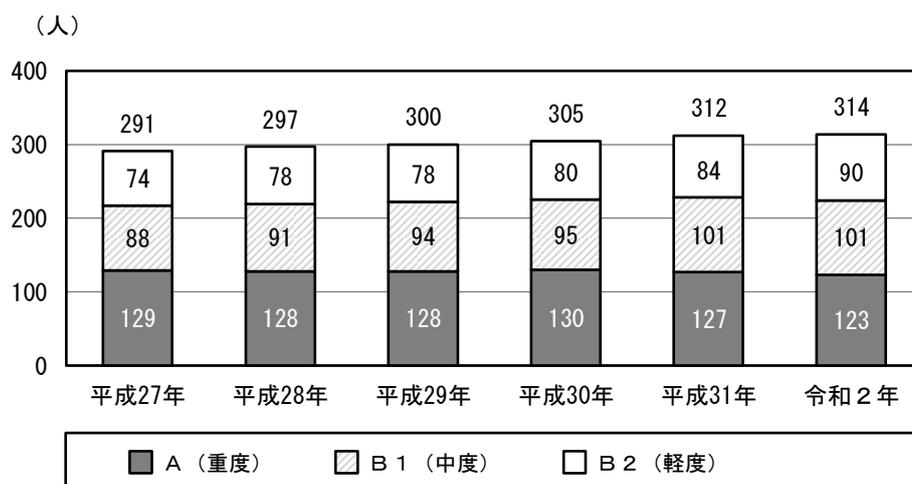


(各年3月31日現在)

■ 等級別手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移を等級別で見ると、A(重度)は平成30年をピークに減少に転じており、B1(中度)とB2(軽度)はともに増加傾向となっています。

令和2年は平成27年と比較して、A(重度)が6人(4.7%)減の123人、B1(中度)が13人(14.8%)増の101人、B2(軽度)が16人(21.6%)増の90人となっています。



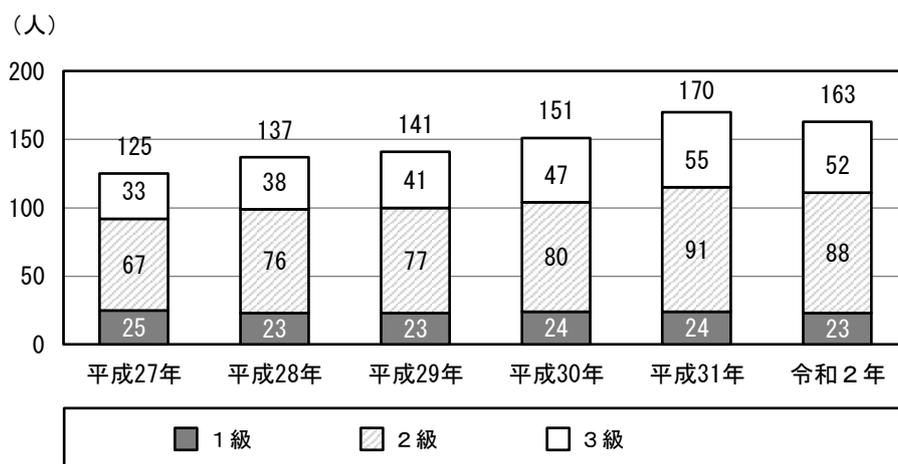
(各年3月31日現在)

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者等の状況

■等級別手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を等級別で見ると、1級は増減はあるものの、23人から25人で推移しています。2級と3級はともに増加傾向が続いていましたが、平成31年をピークに減少に転じています。

令和2年は平成27年と比較して、1級が2人(8.0%)減の23人、2級が21人(31.3%)増の88人、3級が19人(57.6%)増の52人となっています。

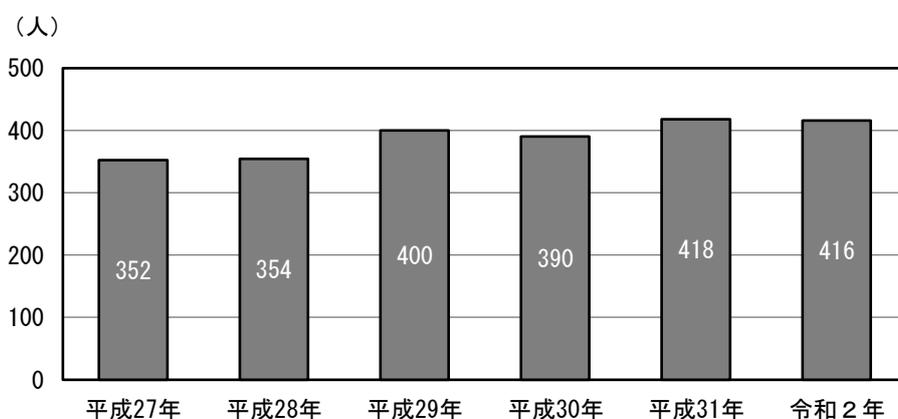


(各年3月31日現在)

■精神通院申請者数の推移

自立支援医療(精神通院)の申請者数の推移をみると、年によって増減はあるものの、全体としては概ね増加傾向となっています。

令和2年は平成27年と比較して、64人(18.2%)増の416人となっています。



(各年3月31日現在)

(5) 難病患者の状況

難病（障害者総合支援法の対象疾病）患者数の推移をみると、対象疾病が年々増加していることもあり、年により増減はあるものの、全体としては増加傾向となっています。

令和2年は平成27年と比較して、32人（14.5%）増の253人となっています。

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| パーキンソン病 | 46 | 44 | 49 | 49 | 54 | 53 |
| 潰瘍性大腸炎 | 29 | 30 | 27 | 21 | 21 | 21 |
| 全身性エリテマトーデス | 13 | 14 | 13 | 11 | 11 | 9 |
| クローン病 | 18 | 17 | 19 | 16 | 16 | 16 |
| サルコイドーシス | 4 | 4 | 4 | 2 | 2 | 2 |
| 突発性拡張型 (うっ血型)心筋症 | 12 | 14 | 14 | 8 | 10 | 11 |
| その他 | 99 | 129 | 137 | 124 | 135 | 141 |
| 計 | 221 | 252 | 263 | 231 | 249 | 253 |

資料／赤穂健康福祉事務所調べ（各年3月31日現在）

《参考／対象疾病数の推移》

| 見直し時期 | 対象疾病数 |
|----------|--------|
| 平成25年4月～ | 130 疾病 |
| 平成27年1月～ | 151 疾病 |
| 平成27年7月～ | 332 疾病 |
| 平成29年4月～ | 358 疾病 |
| 平成30年4月～ | 359 疾病 |
| 令和元年7月～ | 361 疾病 |

3 市民アンケートからみる現状

(1) アンケートの概要

■調査の目的

本調査は、本計画を策定するに当たり、障害のある人の生活状況や就労の状況などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

■調査の概要

| | |
|-------|--|
| 調査地域 | 相生市全域 |
| 調査対象者 | a 障害者手帳所持者 1,500 人 b 18 歳以上の市民 500 人 |
| 抽出方法 | 無作為抽出 |
| 調査期間 | 令和 2 年 6 月 25 日（木）～令和 2 年 7 月 10 日（金） |
| 調査方法 | 郵送による配布・回収 |
| 回収状況 | a 回収数：869 件、有効回収数：868 件、有効回収率：57.9% b 回収数：228 件、有効回収数：227 件、有効回収率：45.4% |

■報告書の見方

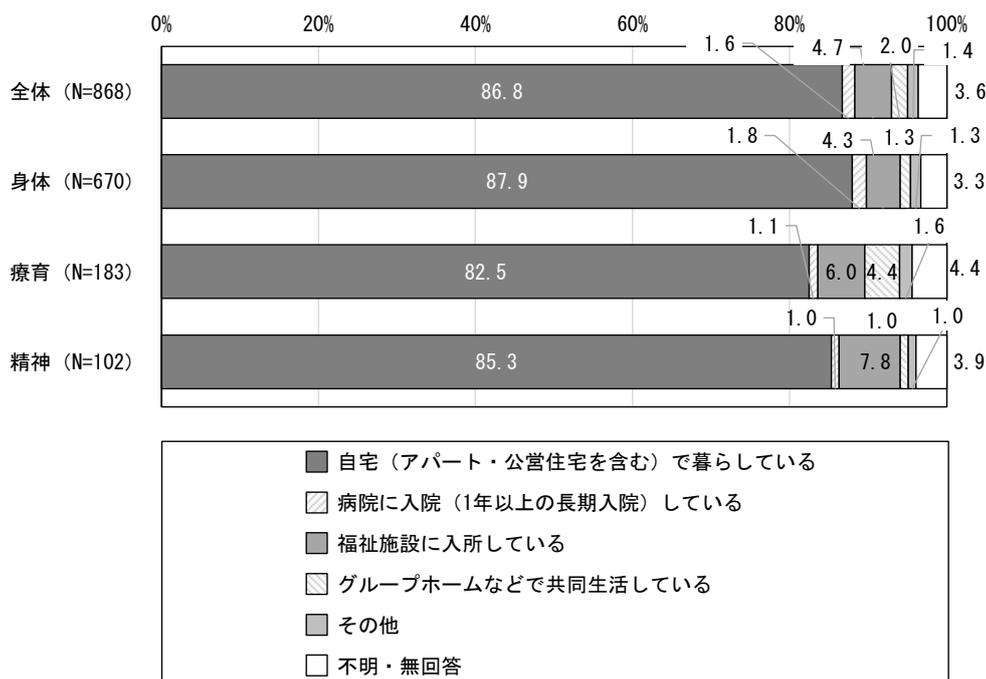
- ・ 図表上の「N」は、設問に対する回答者数（number of case）のことを指します。
- ・ 回答比率（%）は回答者数（N）を 100%として算出しています。小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、回答比率（%）の合計が 100.0%にならないことがあります。
- ・ 「SA」は単数回答形式（選択肢の中からあてはまるものを 1 つだけ選択する形式）の設問を、「MA」は複数回答形式の設問（回答選択肢の中から「あてはまるものをすべて」や「あてはまるもの 3 つまで」を選択する形式）を指します。複数の回答を求める設問では、回答比率（%）の合計は 100.0%を超えます。
- ・ グラフ中の選択肢の表記については、実際の選択肢を簡略化している場合があります。

(2) 調査結果の概要（障害者手帳所持者への調査）

■ あなたは、どこで暮らしていますか。（S A）

身体（身体障害者手帳所持者）、療育（療育手帳所持者）及び精神（精神障害者保健福祉手帳所持者）とも、「自宅で暮らしている」が最も多く、いずれも8割を超えています。中でも身体では、9割近くとなっています。

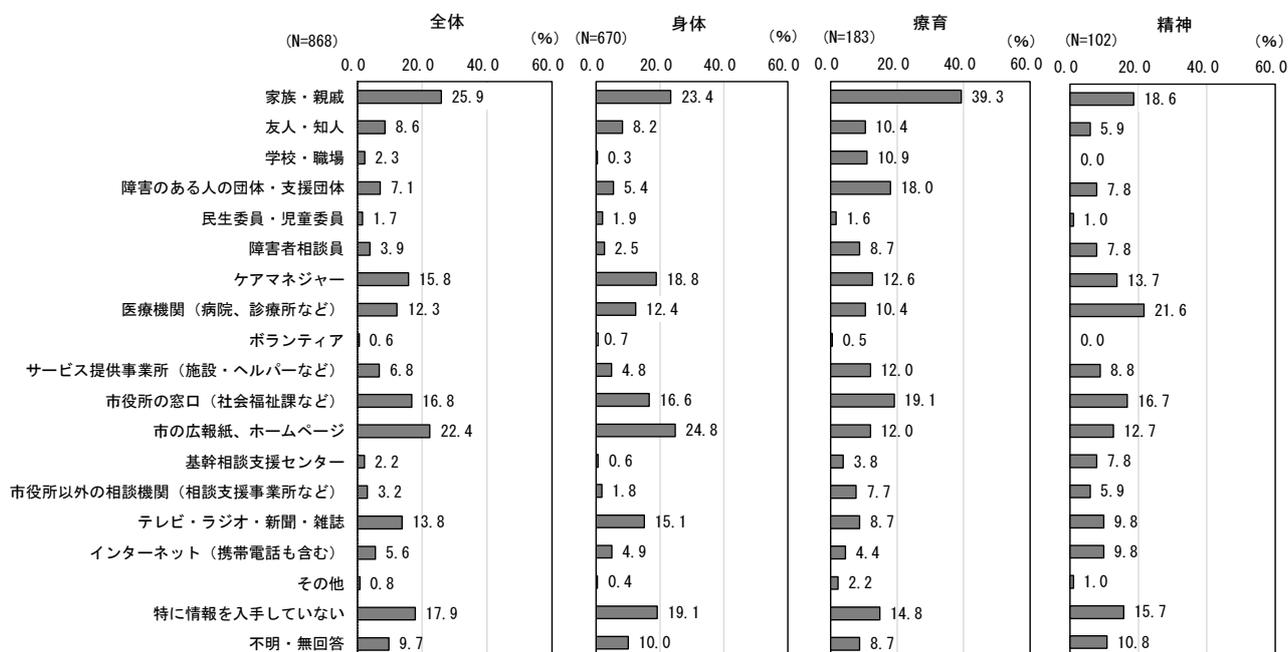
「福祉施設に入所している」は、身体で 4.3%、療育で 6.0%、精神で 7.8%となっています。



■障害福祉サービスなどに関する情報をどこから入手していますか。(MA)

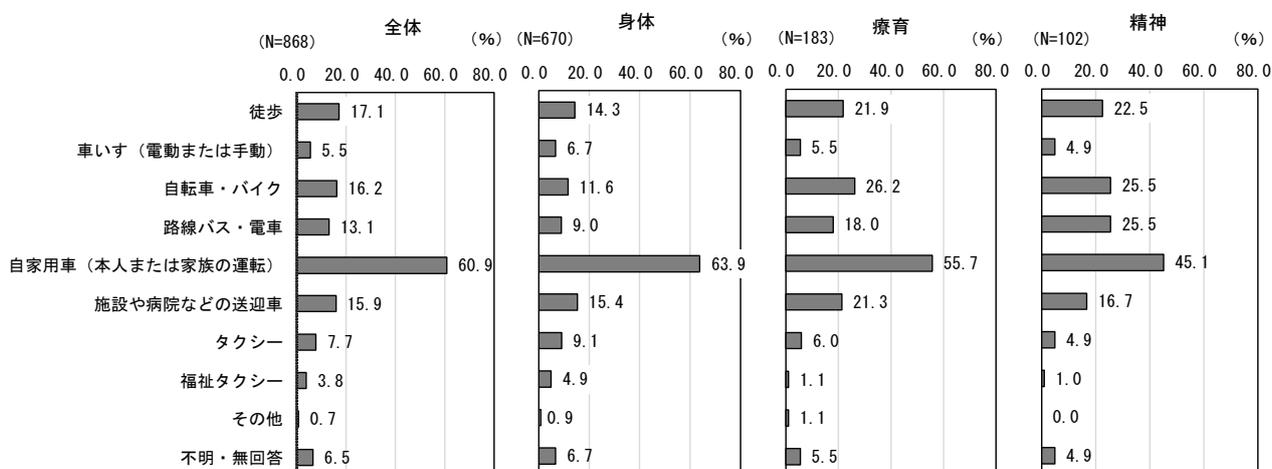
身体では「市の広報紙、ホームページ」が、療育では「家族・親戚」が、精神では「医療機関（病院、診療所など）」が、それぞれ最も多くなっています。

「特に情報を入手していない」が、身体、療育及び精神でそれぞれ1割を超え、中でも身体では2割近くとなっています。



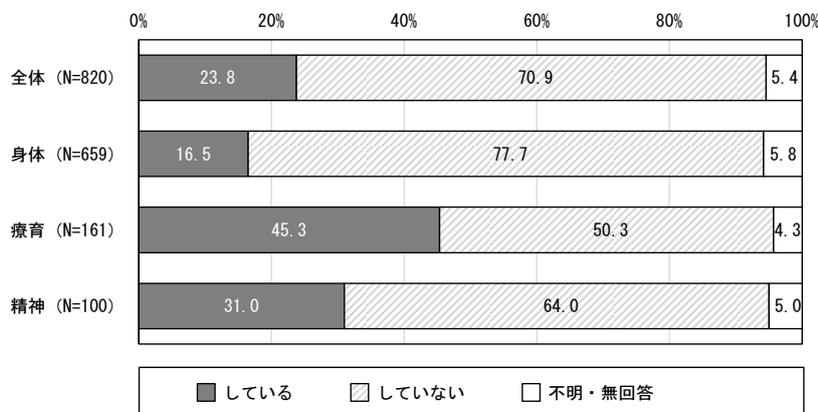
■あなたが外出するときの主な交通手段は、何ですか。(MA)

身体、療育及び精神とも、「自家用車（本人または家族の運転）」が最も多く、身体では7割近く、療育と精神ではそれぞれ5割前後となっています。



■あなたは仕事をしていますか。(福祉施設・作業所などでの就労も含む)(SA)

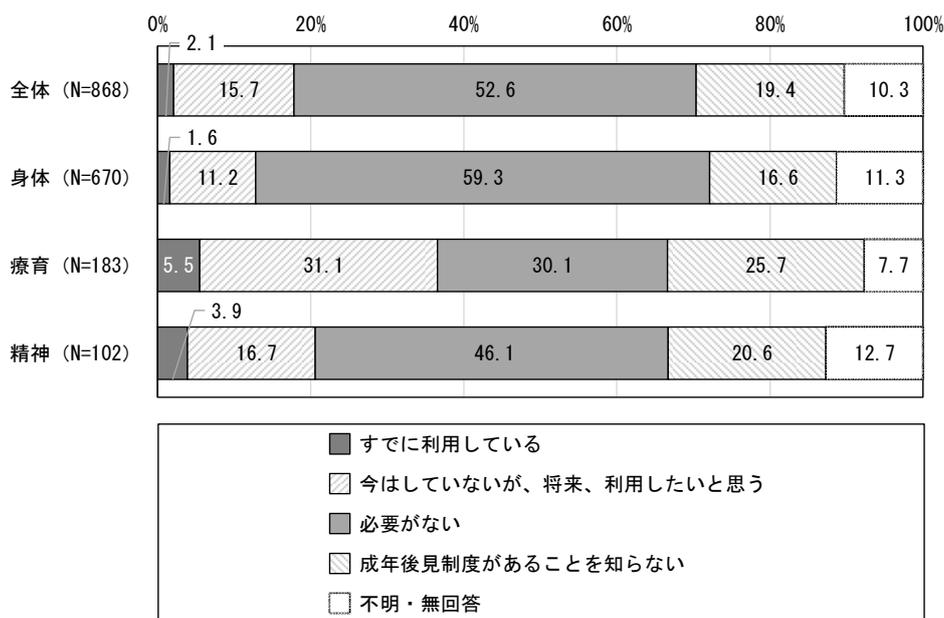
「している」と回答した人は、身体で 16.5%、療育で 45.3%、精神で 31.0%となっています。



■あなたは成年後見制度*を利用していますか。(SA)

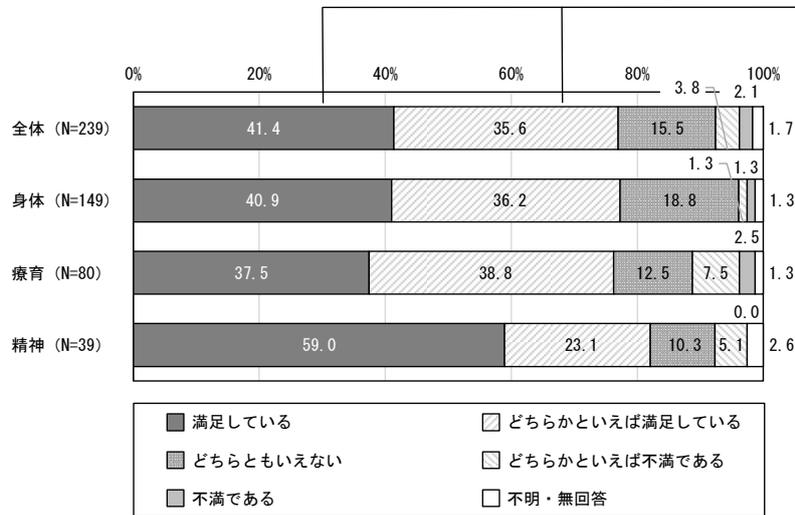
「すでに利用している」と回答した人は、身体で 1.6%、療育で 5.5%、精神で 3.9%となっています。療育では、「今はしていないが、将来、利用したいと思う」が3割を超えています。身体では、「必要がない」が6割近くとなっています。

また、「成年後見制度があることを知らない」と回答した人が、身体で 16.6%、療育で 25.7%、精神で 20.6%となっています。



■ 現在利用している障害福祉サービスに満足していますか。(S A) (「障害福祉サービスを利用している」と回答した人への質問)

身体、療育及び精神とも、「満足している」と「どちらかといえば満足している」を合わせた割合は、8割前後となっています。



《「満足している」と「どちらかといえば満足している」を合わせた割合》

| | |
|----|-------|
| 身体 | 77.1% |
| 療育 | 76.3% |
| 精神 | 82.1% |

4 団体等アンケートからみる現状

(1) アンケートの概要

■調査の目的

本調査は、本計画を策定するに当たり、本市の当事者団体及び障害福祉事業所を対象に、障害のある人と関わっている人がどのようなことを課題に感じているのかを把握し、計画の基礎資料とすることを目的に実施しました。

■調査の概要

| | |
|------|---------------------------------------|
| 調査対象 | a 当事者団体 2 団体 b 障害福祉事業所 19 事業所 |
| 調査期間 | 令和2年6月29日(月)～7月17日(金) |
| 調査方法 | 郵送による配布・回収 |
| 回収状況 | a 回収数：2件、回収率100% b 回収数：19件、回収率100% |

(2) 調査結果の概要 (主な意見)

■生活支援について

- 各種障害福祉サービスを提供する事業所間の情報の共有と生活全般について、切れ目のない支援体制づくりが必要。
- 福祉サービスの内容や取り組みを市民全体が知っていることによって、障害のある人が暮らしやすい環境になる。
- 親等亡き後、頼れる家族がない場合は、その家族等が代行していた生活行為や意思決定等を第三者が担えるかどうか地域生活には重要。
- ボランティアの確保、人材育成が必要。

■相談・情報について

- 親や保護者が急病で入院することになったとき、緊急で障害当事者を預かってもらえるサポート体制が必要。
- 支援を受けたいが、どこに何を相談したらいいのか分からず地域で生活をしている障害者がいる。アウトリーチ*の充実が必要。
- ウェブ情報は時間差が少なく非常に有効だと感じるが、その条件を満たすのが難しい方(情報弱者)が多い。
- 地域福祉関係者や一般市民へ相談方法を周知することが必要。
- 関連窓口の連携と紹介・広報活動が必要。

■生活環境について

- 必要な移動手段を確保し、個々の障害や生活の状況等に応じて移動手段を選択できるような様々な移動サービスの実施について総合的な整備が必要。
- 買い物支援及び宅配サービス（ネット環境の整備）の普及が必要。
- 駅舎、バス停等の施設、設備等がすべての人にとって利用しやすくなるような改善や介助等の人的な対応の充実が必要。
- 地域での見守りが必要。

■雇用・就業について

- 雇用の場の拡大で雇用は増加傾向にあるが、雇用後の就労支援が不十分。
- 交通手段が少なく就労先へ行ける範囲が限定されるため、選択肢が限定されることが課題。
- 勤務時間や職種など、希望に合ったものを選べるほど雇用先が多くない。
- 雇用する「量」だけでなく、働く環境等の「質」の面でも適切に対応することが重要。
- 一般就労*するとき、ジョブコーチ*などの支援を受けられる体制をつくる必要がある。

■教育・育成について

- 学童期までの療育、教育を受ける場所の選択肢の不足。
- 家庭から通って利用できる療育の場を多く設置して、通所しやすくしていくことが必要。
- 療育支援が明らかに必要と思われる子どもでも、両親等の意向により療育支援を受けていない、もしくは拒否される場合がある。
- 教育機関や保育機関とそれら以外の支援関係者の連携は、緊密に取れていない場合がある。

1 計画の基本理念・基本方針

本計画は、令和5年度を最終年度とする「第3次相生市障害者基本計画」の実施計画に相当するものであることから、「第3次相生市障害者基本計画」の基本理念、基本目標等を踏襲し、その方向性に沿って、具体的な成果目標や障害福祉サービス、障害児通所支援等の見込量やその確保策などを定めます。

《「第3次相生市障害者基本計画」の基本理念》

「誰もが自分らしく、いきいきと、
安心して暮らせる地域共生社会の実現」

《「第3次相生市障害者基本計画」の基本目標》

基本目標1 誰もが尊重される地域社会づくり

- 差別や偏見のない地域社会づくり、福祉教育の充実や障害のある人との交流機会の拡大、スポーツ・文化活動等を通じた社会参加や生きがいのづくりの促進など。

基本目標2 健やかに自分らしく暮らせる環境づくり

- 障害の早期発見・早期支援及び医療費の負担軽減、自立生活に必要な保健・福祉・医療等のサービスが適切に供給される環境の整備など。

基本目標3 自立した生活を送るための基盤づくり

- 福祉サービスの充実及びボランティア活動の活性化、必要な情報を提供できる体制及び相談支援体制の整備、障害のある人が自らの意思で選択できる基盤整備、福祉的就労の場の確保など。

基本目標4 安全安心に暮らせるまちづくり

- 建物や道路等のバリアフリー化推進、移動手段に対する支援、災害時における支援体制の確立など。

基本目標5 障害のある児童への支援体制づくり

- とともに学び合い、育ち合う教育の推進、一人ひとりの特性・能力に応じた適切な療育・教育体制の整備など。

1 令和5年度に向けた本市の成果目標

障害のある人の地域生活移行や就労支援に関する目標などについて、国の基本指針などを踏まえ、令和5年度の数値目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の指針】

- 地域生活移行者数：令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行。
- 施設入所者数：令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減。

【本計画における数値目標】

令和元年度末時点の施設入所者数は53人であり、令和5年度末の地域生活移行者数の目標は、53人の6%（3.2人）を上回る4人とします。

施設入所者数の削減目標については、53人の1.6%（0.8人）を上回る1人とします。

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|-------------------|-----|------------|
| 令和元年度末時点の施設入所者（A） | 53人 | |
| 【目標】地域生活移行者の増加 | 4人 | (A) × 6% |
| 【目標】施設入所者の削減 | 1人 | (A) × 1.6% |

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の指針】

○令和5年度末までに地域生活支援拠点等を各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討すること。

【本計画における数値目標】

本市では、平成29年4月に相生市障害者基幹相談支援センターを開設し、障害のある人やそのご家族が安心して生活するため、すぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られるよう地域生活支援拠点等を整備しています。

今後、機能の充実のため、施設運用の状況を検証・検討する体制を構築し、PDCAサイクルに基づく評価・検証・検討・運用の見直しを年1回以上、実施することとします。

| 項目 | 成果目標 |
|-------------------|-------|
| 【目標】地域生活支援拠点等の確保数 | 1箇所 |
| 【目標】運用状況の検証・検討回数 | 年1回以上 |

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の指針】

- 一般就労への移行者数：令和元年度実績の 1.27 倍以上。
（うち、就労移行支援事業：令和元年度実績の 1.30 倍以上、就労継続支援 A 型：1.26 倍以上、就労継続支援 B 型：1.23 倍以上）《新》
- 就労定着支援事業利用者数：一般就労への移行者のうち 7 割以上。《新》
- 就労定着率が 8 割以上の就労定着支援事業所：7 割以上。《新》

【本計画における数値目標】

令和元年度の一般就労への移行者数は 4 人となっており、令和 5 年度末時点の一般就労への移行者数の目標値は、4 人の 1.27 倍（5.1 人）を上回る 6 人とします。

内訳は、就労移行支援が 3 人、就労継続支援 A 型が 1 人、就労継続支援 B 型が 2 人とします。

また、本市には令和元年度末時点で就労定着支援事業所はありませんが、令和 5 年度末までに 1 箇所の就労定着支援事業所で、就労定着率が 8 割以上となるよう努めます。

また、市の物品・役務等の発注に際し、障害福祉サービス事業所等への優先発注制度を活用し、障害者就労施設等を支援します。

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|--------------------------------------|------|------------|
| 令和元年度の一般就労への移行者数 (A) | 4 人 | |
| うち、就労移行支援事業 (B) | 2 人 | |
| うち、就労継続支援 A 型 (C) | 0 人 | |
| うち、就労継続支援 B 型 (D) | 2 人 | |
| 【目標】一般就労への移行者の増加 (E) | 6 人 | (A) × 1.27 |
| うち、就労移行支援事業 | 3 人 | (B) × 1.30 |
| うち、就労継続支援 A 型 | 1 人 | (C) + 1 人 |
| うち、就労継続支援 B 型 | 2 人 | (D) |
| 【目標】就労定着支援事業利用者数 | 5 人 | (E) × 0.7 |
| 令和元年度末における就労定着率が 8 割以上の就労定着支援事業所 (F) | 0 箇所 | |
| 【目標】就労定着率が 8 割以上の就労定着支援事業所 | 1 箇所 | |

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|-----------------------------------|---------|-------|
| 令和2年度の市の障害福祉サービス事業所等への優先発注見込件数(A) | 4件 | |
| 令和2年度の市の障害福祉サービス事業所等への優先発注見込額(B) | 3,000千円 | |
| 【目標】市の障害福祉サービス事業所等への優先発注件数 | 4件 | (A)以上 |
| 【目標】市の障害福祉サービス事業所等への優先発注額 | 3,000千円 | (B)以上 |

(4) 相談支援体制の充実・強化等及び障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築

【本計画における数値目標】

本市では、平成 29 年 4 月に相生市障害者基幹相談支援センターを開設し、障害のある人やそのご家族の相談の拠点として事業を推進してきました。

同センターは、地域における障害福祉に関する課題や情報を共有し、福祉、教育、医療、就労等のネットワークを構築するために、障害者自立支援協議会等の事務局を担い、関係機関の連携強化にも努めています。

今後も多様化するニーズに的確に対応するため、庁内各課や関連団体等との連携を密にして、相談支援体制の一層の充実・強化等と、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

| 項 目 | 成果目標 |
|---|------|
| 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保 | 確保 |
| 障害福祉サービス等のサービスの質の向上を図るための体制の確保 | 確保 |

2 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

(1) 訪問系サービス

■サービスの内容

| サービス名 | 内容 |
|------------|---|
| 居宅介護 | 自宅において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事の援助を行います。 |
| 重度訪問介護 | 常時介護を必要とする重度の肢体不自由者その他障害のある人に、自宅での入浴・排せつ・食事等の介護や外出時の移動中の介護を総合的に行います。 |
| 同行援護 | 視覚障害により移動が困難な人に、外出時の移動の補助及び外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。 |
| 行動援護 | 知的又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする重度の障害のある人に対し、行動上の危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を行います。 |
| 重度障害者等包括支援 | 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 |

【見込量算出の考え方】

- 平成 29 年度から令和元年度の実績値の推移から各年度の伸び率を算出して今後の推移を考察するとともに、社会情勢や施設の整備状況等も考慮しながら見込量を算出しています。
- 行動援護、重度障害者等包括支援は近年、利用実績がないため、当面「0人」としています。

■見込量

| サービス名 | | 令和2年度 実績見込み | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|------|----------------|-------|-------|-------|
| 居宅介護 | 時間/月 | 910 | 972 | 999 | 1,026 |
| | 人/月 | 35 | 36 | 37 | 38 |
| 重度訪問介護 | 時間/月 | 0 | 15 | 15 | 15 |
| | 人/月 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 同行援護 | 時間/月 | 114 | 120 | 140 | 140 |
| | 人/月 | 6 | 6 | 7 | 7 |
| 行動援護 | 時間/月 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 重度障害者等包括支援 | 時間/月 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※数値：上段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用時間」、下段は1か月当たりの利用人員。

【見込量確保のための方策】

- 利用見込みがないと考えられる事業についても、急なニーズの発生に備え、サービス提供事業者*等と連携してサービス提供体制の整備に努めます。

(2) 日中活動系サービス

■サービスの内容

| サービス名 | 内容 |
|-------------------|--|
| 生活介護 | 常時介護が必要な障害のある人で、一定の条件を満たす人を対象に、事業所において、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会の提供を行います。 |
| 自立訓練（機能訓練） | 身体障害のある人を対象として、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談等の支援を行います。 |
| 自立訓練（生活訓練） | 知的・精神障害のある人を対象として、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、入浴・排せつ・食事に必要な訓練、生活等に関する相談等の支援を行います。 |
| 就労移行支援 | 一般就労等を希望し、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる障害のある人を対象に、事業所における作業や、企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援等、就労後における職場定着のために必要な訓練及び指導を行います。 |
| 就労継続支援 A 型 | 一般の事業所に雇用されることが困難な場合に、事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な障害のある人を対象に、一般就労に向け必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練を行います。 |
| 就労継続支援 B 型 | 雇用契約は締結せず、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援を行います。 |
| 就労定着支援 | 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて、必要となる支援を行います。 |
| 療養介護 | 医療を要する障害のある人で常時介護を要する人を対象に、主に昼間、病院その他施設等で行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理下での介護や日常生活上の援助を行います。 |
| 短期入所 （福祉型、医療型） | 介護者が病気の場合等の理由により、障害者支援施設等へ短期間の入所が必要な人を対象に入浴・排せつ・食事等の介護を行います。福祉型は、障害者支援施設等において、医療型は、病院、診療所、介護老人保健施設において介護を行います。 |

【見込量算出の考え方】

- 平成 29 年度から令和元年度の実績値の推移から各年度の伸び率を算出して今後の推移を考察するとともに、社会情勢や施設の整備状況等も考慮しながら見込量を算出しています。
- 就労継続支援A型・B型は、いずれも年々利用者が増加していることから、今後も同様の傾向が続くものとして見込みます。

■見込量

| サービス名 | | 令和2年度 実績見込み | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|------|----------------|-------|-------|-------|
| 生活介護 | 人日/月 | 1,634 | 1,720 | 1,720 | 1,720 |
| | 人/月 | 86 | 86 | 86 | 86 |
| 自立訓練（機能訓練） | 人日/月 | 10 | 15 | 15 | 15 |
| | 人/月 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 自立訓練（生活訓練） | 人日/月 | 18 | 20 | 20 | 20 |
| | 人/月 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 就労移行支援 | 人日/月 | 96 | 105 | 135 | 150 |
| | 人/月 | 6 | 7 | 9 | 10 |
| 就労継続支援 A 型 | 人日/月 | 740 | 760 | 800 | 840 |
| | 人/月 | 37 | 38 | 40 | 42 |
| 就労継続支援 B 型 | 人日/月 | 1,360 | 1,424 | 1,504 | 1,568 |
| | 人/月 | 85 | 89 | 94 | 98 |
| 就労定着支援 | 人/月 | 4 | 4 | 4 | 5 |
| 療養介護 | 人/月 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 短期入所（福祉型） | 人日/月 | 133 | 158 | 158 | 158 |
| | 人/月 | 12 | 13 | 13 | 13 |
| 短期入所（医療型） | 人日/月 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | 人/月 | 1 | 1 | 1 | 1 |

※数値：上段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」、下段は1か月当たりの利用人員。

【見込量確保のための方策】

- 特に、ニーズの増加が見込まれる就労継続支援A型については、サービス提供事業者と連携して、受入枠の拡大と一般就労に向けた支援に努めます。
- 同じくニーズの増加が見込まれる就労継続支援B型については、受入枠の拡大に努めます。

(3) 居住系サービス

■サービスの内容

| サービス名 | 内容 |
|---------------------|--|
| 自立生活援助 | 障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害のある人や精神障害のある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 共同生活を営む住居において、家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整等必要なサービスを行います。 |
| 施設入所支援 | 障害者支援施設に入所する人を対象として、夜間等における入浴・排せつ・食事等の介護等、必要な介護、支援等を行います。 |

【見込量算出の考え方】

- 平成 29 年度から令和元年度の実績値の推移から各年度の伸び率を算出して今後の推移を考察するとともに、社会情勢や施設の整備状況等も考慮しながら見込量を算出しています。
- 共同生活援助は年々、利用者数が増加しており、今後も同様の傾向が続くものとして見込みます。

■見込量

| サービス名 | | 令和2年度 実績見込み | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-----|----------------|-------|-------|-------|
| 自立生活援助 | 人/月 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 共同生活援助 | 人/月 | 32 | 33 | 49 | 51 |
| 施設入所支援 | 人/月 | 53 | 53 | 53 | 52 |

※数値は1か月当たりの利用人員

【見込量確保のための方策】

- 共同生活援助については、障害のある人の自立促進や介助する人の高齢化などを背景に、今後もニーズは拡大するものと見込まれることから、サービス提供事業者の新規参入促進などを図り、受入体制の拡大に努めます。

(4) 相談支援

■サービスの内容

| サービス名 | 内容 |
|--------|--|
| 計画相談支援 | 障害福祉サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス事業者や関係機関との連絡調整を行います。また、支給決定後、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証（モニタリング）し、サービス事業所等との連絡調整や、必要に応じて計画の見直しを行います。 |
| 地域移行支援 | 障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援等必要な支援を行います。 |
| 地域定着支援 | 単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行います。 |

【見込量算出の考え方】

- 平成 29 年度から令和元年度の実績値の推移から各年度の伸び率を算出して今後の推移を考察するとともに、社会情勢や施設の整備状況等も考慮しながら見込量を算出しています。
- 計画相談支援の利用者が増加していることから、適切かつ計画的なサービスが障害のある人に行き渡るよう、十分なサービス量を見込みます。

■見込量

| サービス名 | | 令和2年度 実績見込み | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-----|----------------|-------|-------|-------|
| 計画相談支援 | 人/月 | 60 | 65 | 70 | 70 |
| 地域移行支援 | 人/月 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 地域定着支援 | 人/月 | 0 | 1 | 1 | 1 |

※数値は1か月当たりの利用人員

【見込量確保のための方策】

- 計画相談支援については、サービス提供事業者との連携を図り、増加が見込まれるサービス量が十分確保できるよう努めるとともに、すべての人に適切な支援計画が策定されるよう、支援の質の向上に努めます。

3 地域生活支援事業*の見込量と確保のための方策

■ 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

■ 事業の内容

| 事業名 | 内容 |
|-------------|---|
| 理解促進研修・啓発事業 | 障害のある人が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる社会的障壁をなくすため、地域社会の住民に対して障害のある人に対する理解を深めるためのイベントの開催、啓発活動等を行います。 |

【見込量算出の考え方】

- 平成 29 年度から令和元年度の実績を踏まえて見込みます。

■ 見込量

| 事業名 | | 令和2年度 実績見込み | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| 理解促進研修・ 啓発事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 |

【見込量確保のための方策】

- 障害のある人への理解が一層深まるよう、市の広報、イベントなどあらゆる機会を通じて啓発に努めます。
- イベント開催等を通じて、障害のあるなしにかかわらず誰もが交流を深め、相互理解ができるよう努めます。

(2) 自発的活動支援事業

■事業の内容

| 事業名 | 内容 |
|-----------|--|
| 自発的活動支援事業 | 障害のある人やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動、障害のある人も含めた地域における災害対策活動や日常的な見守り活動、これらの活動に関わるボランティアの養成等、地域において自発的に行われる活動を支援します。 |

【見込量算出の考え方】

- 平成29年度から令和元年度の実績を踏まえて見込みます。

■見込量

| 事業名 | | 令和2年度 実績見込み | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| 自発的活動支援事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 |

【見込量確保のための方策】

- 障害のある人の社会活動やピアサポート*の取り組みが一層活性化するよう、自発的な活動に対する支援に努めます。

(3) 相談支援事業

■事業の内容

| 事業名 | 内容 |
|-------------------|---|
| 障害者相談支援事業 | 障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行い、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営めるよう支援します。 |
| 基幹相談支援センター | 身体・知的・精神障害のある人の相談を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業所間の連絡調整や関係機関の連携の支援を行います。 |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 基幹相談支援センター等への専門職員の配置、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進の取り組みを行います。 |
| 住宅入居等支援事業 | 賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害のある人について、不動産業者に対する物件斡旋依頼及び家主等との入居契約手続き支援等を行います。 |

【見込量算出の考え方】

- 平成29年度から令和元年度の実績を踏まえて見込みます。

■見込量

| 事業名 | | 令和2年度 実績見込み | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| 障害者相談支援事業 | 箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 基幹相談支援センター | 設置の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 住宅入居等支援事業 | 実施の有無 | 無 | 無 | 無 | 有 |

【見込量確保のための方策】

- 相談支援事業に係る施設や事業の整備はできていますが、多様化する相談内容に的確に対応していくため、障害者自立支援協議会をはじめサービス提供事業者及び関係機関との連携を強化し、より適切な支援が行えるよう努めます。
- 住宅入居等支援事業は、令和元年度末時点で実績はありませんが、急なニーズに備え、既に体制を整備しています。

(4) 成年後見制度利用支援事業

■事業の内容

| 事業名 | 内容 |
|----------------|--|
| 成年後見制度利用支援事業 | 知的障害のある人や精神障害のある人で、福祉サービスを利用しようとする際にその手続き等が困難な場合、障害の状態や親族の状況等により、成年後見制度の利用を支援します。 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 西播磨成年後見支援センターと連携し、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人等の権利擁護を図ります。 |

【見込量算出の考え方】

- 平成 29 年度から令和元年度の実績を踏まえて見込みます。

■見込量

| 事業名 | | 令和2年度 実績見込み | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| 成年後見制度利用支援事業 | 人/年 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 実施の有無 | 無 | 無 | 無 | 有 |

【見込量確保のための方策】

- 成年後見制度法人後見支援事業については、現在は実施していませんが、令和5年度までの実施を目指し、業務を適切に行うことができる法人の確保に努めます。

(5) 意思疎通支援事業

■事業の内容

| 事業名 | 内容 |
|----------|--|
| 意思疎通支援事業 | 手話通訳者*・要約筆記*者の派遣、手話奉仕員*の養成、点訳・音訳等による支援事業を実施します。また、手話通訳者の窓口設置について検討します。 |

【見込量算出の考え方】

- 平成29年度から令和元年度の実績を踏まえて見込みます。

■見込量

| 事業名 | | 令和2年度 実績見込み | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------|-----|----------------|-------|-------|-------|
| 手話通訳者・要約筆記 者派遣事業 | 件/年 | 5 | 20 | 20 | 25 |
| 手話通訳者設置事業 | 人/年 | 0 | 0 | 0 | 1 |

【見込量確保のための方策】

- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業のニーズは今後も高まると考えられることから、事業に必要な人材の確保に努めます。
- 手話通訳者設置事業については、人材の確保に努め、令和5年度までの設置に努めます。

(6) 日常生活用具給付等事業

■事業の内容

| 事業名 | 内容 |
|-------------|---|
| 日常生活用具給付等事業 | 在宅で生活している重度の障害のある人や難病患者等の日常生活上の便宜を図るため、障害の種別や程度に応じて日常生活用具等を給付又は貸与します。 |

【見込量算出の考え方】

- 平成29年度から令和元年度の実績を踏まえて見込みます。

■見込量

| 事業名 | | 令和2年度 実績見込み | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|-----|----------------|-------|-------|-------|
| 介護・訓練支援用具 | 件/年 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 自立生活支援用具 | 件/年 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 在宅療養等支援用具 | 件/年 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 件/年 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 排泄管理支援用具 | 件/年 | 475 | 490 | 490 | 490 |
| 居宅生活動作補助用具 | 件/年 | 1 | 1 | 1 | 1 |

【見込量確保のための方策】

- 急なニーズにも対処できるよう、十分な量の確保に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

■事業の内容

| 事業名 | 内容 |
|-------------|----------------|
| 手話奉仕員養成研修事業 | 手話奉仕員の養成を行います。 |

【見込量算出の考え方】

- 平成29年度から令和元年度の実績を踏まえて見込みます。

■見込量

| 事業名 | | 令和2年度 実績見込み | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|-----|----------------|-------|-------|-------|
| 手話奉仕員養成研修事業 | 人/年 | 0 | 7 | 0 | 0 |

※数値は年間の養成研修修了者数

【見込量確保のための方策】

- 計画的に修了者を増やすため、広報・啓発に努めます。

(8) 移動支援事業

■事業の内容

| 事業名 | 内容 |
|--------|---|
| 移動支援事業 | 屋外での移動が困難な障害のある人を対象にガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要不可欠な外出（通院は除く）や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。 |

【見込量算出の考え方】

- 平成29年度から令和元年度の実績を踏まえて見込みます。
- 利用者数が増加していることから、今後も同様の傾向が続くものとして見込みます。

■見込量

| 事業名 | | 令和2年度 実績見込み | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|------|----------------|-------|-------|-------|
| 移動支援事業 | 人/年 | 35 | 36 | 37 | 38 |
| | 時間/年 | 2,100 | 2,160 | 2,220 | 2,280 |

【見込量確保のための方策】

- 障害のある人の社会参加促進や自立支援の観点からも、ニーズを満たすだけのサービス提供事業者確保等に努めます。

(9) 地域活動支援センター**■事業の内容**

| 事業名 | 内容 |
|------------|---|
| 地域活動支援センター | 地域で生活する障害のある人の日中活動の場として、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会の提供、日常生活の支援やさまざまな相談への対応、各種の交流活動への参加支援等を行います。 |

【見込量算出の考え方】

- 平成29年度から令和元年度の実績を踏まえて見込みます。

■見込量

| 事業名 | | | 令和2年度 実績見込み | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-----|----------------|-------|-------|-------|
| 市内 | 実施箇所数 | 箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 実利用者数 | 人/年 | 7 | 10 | 10 | 10 |
| 他市町 | 実施箇所数 | 箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 実利用者数 | 人/年 | 3 | 3 | 3 | 3 |

【見込量確保のための方策】

- 創作的活動、生産活動の機会の提供等、障害のある人の地域生活支援の促進を図ります。

■任意事業

■事業の内容

| 事業名 | 内容 |
|----------|---|
| 生活支援事業 | 日常生活上必要な訓練・指導等、生活の質的向上を図り社会復帰を促進します。 |
| 日中一時支援事業 | 障害のある人の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息を図るために、障害者福祉施設で、日中における見守りや社会に適應するための日常的な訓練等必要な支援を行います。 |
| 社会参加促進事業 | <p>障害のある人等に創作活動やスポーツ等の活動の場を提供することで自立を図るとともに、生きがいを感じる活動が行えるよう社会参加を促進します。</p> <p>（スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 文化芸術活動振興事業 点字・声の広報等発行事業）</p> |

【見込量算出の考え方】

- 平成 29 年度から令和元年度の実績を踏まえて見込みます。

■見込量

| 事業名 | | 令和2年度 実績見込み | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| 生活支援事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 日中一時支援事業 | 人/月 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 | 人/年 | 190 | 195 | 200 | 205 |
| 文化芸術活動振興事業 | 人/年 | 300 | 440 | 440 | 440 |
| 点字・声の広報等発行事業 | 人/年 | 22 | 22 | 22 | 22 |

【見込量確保のための方策】

- 障害のある人の活動の機会等を増やせるよう、事業内容の工夫と広報に努めます。

4 その他の活動指標の見込量と確保のための方策

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■活動指標

| 項目 | 内容 |
|--------------------------------------|---|
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 | 保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定します。 |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 | 保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。 |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | 保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。 |
| 精神障害のある人の地域移行支援 | 現在支援を受けている精神障害のある人の人数、精神障害のある人等のニーズ、入院中の精神障害のある人のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の人数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。 |
| 精神障害のある人の地域定着支援 | 現在支援を受けている精神障害のある人の人数、精神障害のある人のニーズ、入院中の精神障害のある人のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の人数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。 |
| 精神障害のある人の共同生活援助 | 現在支援を受けている精神障害のある人の人数、精神障害のある人のニーズ、入院中の精神障害のある人のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の人数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。 |
| 精神障害のある人の自立生活援助 | 現在援助を受けている精神障害のある人の人数、精神障害のある人のニーズ、入院中の精神障害のある人のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の人数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。 |

【見込量算出の考え方】

- 令和2年度時点の状況を踏まえ、見込量を算出します。

■見込量

| 項目 | | 令和2年度 実績見込み | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------------------------------|-----|----------------|-------|-------|-------|
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 | 回/年 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 | 人/年 | 23 | 23 | 23 | 23 |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | 回/年 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 精神障害のある人の地域移行支援の利用者数 | 人/年 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 精神障害のある人の地域定着支援の利用者数 | 人/年 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 精神障害のある人の共同生活援助の利用者数 | 人/年 | 10 | 10 | 11 | 11 |
| 精神障害のある人の自立生活援助の利用者数 | 人/年 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【見込量確保のための方策】

- 関係機関との連携に基づき、精神障害のある人にも対応した地域生活支援連携体制の確立と計画的な事業の推進に努めます。
- 精神障害のある人の障害福祉サービスの利用状況を把握し、サービス提供事業者と連携して、事業所の確保に努めます。

(2) 発達障害のある人等に対する支援

■活動指標

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| ペアレントトレーニング*やペアレントプログラム*等の支援プログラム等の受講者数 | 現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施状況及び発達障害のある人等の人数を勘案し、受講者数の見込みを設定します。 |
| ペアレントメンター*の人数 | 現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び発達障害のある人等の人数を勘案し、ペアレントメンター*の人数の見込みを設定します。 |
| ピアサポートの活動への参加人数 | 現状のピアサポートの活動状況及び発達障害のある人等の人数を勘案し、参加人数の見込みを設定します。 |

【見込量算出の考え方】

- 令和2年度時点の状況を踏まえ、見込量を算出します。

■見込量

| 項目 | | 令和2年度 実績見込み | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------------------------|-----|----------------|-------|-------|-------|
| ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 | 人/年 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| ペアレントメンターの人数 | 人/年 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| ピアサポートの活動への参加人数 | 人/年 | 0 | 0 | 0 | 5 |

【見込量確保のための方策】

- 関係者との連携に基づき、体制の確立と計画的な事業の推進に努めます。

(3) 相談支援体制の充実・強化

■活動指標

| 項目 | 内容 |
|--------------|---|
| 総合的・専門的な相談支援 | 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定します。 |
| 地域の相談支援体制の強化 | 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み、地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数を見込みをそれぞれ設定します。 |

【見込量算出の考え方】

- 令和2年度時点の状況を踏まえ、見込量を算出します。

■見込量

| 項目 | | 令和2年度 実績見込み | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------------------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| 総合的・専門的な相談支援 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 | 件/年 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 地域の相談支援事業者の人材育成支援件数 | 件/年 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 地域の相談機関との連携強化の取り組み実施回数 | 回/年 | 0 | 0 | 1 | 1 |

【見込量確保のための方策】

- 事業者等との連携に基づき、体制の確立と計画的な事業の推進に努めます。

1 令和5年度に向けた本市の成果目標

障害のある児童に対する重層的な地域支援体制の構築について、国の基本指針などを踏まえ、令和5年度の数値目標を設定します。

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

【国の指針】

- 児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置する。
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保する。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。《新》

【本計画における数値目標】

本市においては既に施設の設置や体制の構築は整備済みですが、一層の充実に努めます。

| 項目 | 成果目標 |
|--------------------------------|------|
| 児童発達支援センターの設置数 | 1箇所 |
| 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 | 構築 |
| 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保 | 1箇所 |
| 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 | 1箇所 |
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置《新規》 | 設置 |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置《新規》 | 2人 |

2 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策

障害児通所支援事業の利用状況や社会情勢・ニーズの変化などを踏まえ、令和5年度までのサービス利用見込量を定めるとともに、必要なサービス量の確保を図ります。

(1) 障害児通所支援等

■サービスの内容

| サービス名 | 内容 |
|-------------|--|
| 児童発達支援 | 就学前の障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。 |
| 医療型児童発達支援 | 通常の児童発達支援に加え、治療を行います。 |
| 放課後等デイサービス | 就学中の障害のある児童に、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に実施します。 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所等を現在利用中の障害のある児童（今後利用予定も含む）が、保育所などにおける集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所などのスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導などの支援を行います。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重症心身障害のある児童などの重度の障害があり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します。 |
| 障害児相談支援 | 障害児通所支援の申請に係る給付決定前に障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援事業者や関係機関との連絡調整を行います。また、給付決定後、障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証（モニタリング）し、障害児通所支援事業所等との連絡調整や、必要に応じて計画の見直しを行います。 |

【見込量算出の考え方】

- 平成29年度から令和元年度の実績の推移から各年度の伸び率を算出して今後の推移を考察するとともに、社会情勢や施設の整備状況等も考慮しながら見込量を算出しています。
- 児童発達支援と放課後等デイサービスはともに利用者数の増加傾向が続いており、今後も同様の伸びが続くものとして見込みます。

■見込量

| サービス名 | | 令和2年度 実績見込み | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|------|----------------|-------|-------|-------|
| 児童発達支援 | 人日/月 | 180 | 205 | 225 | 225 |
| | 人/月 | 40 | 45 | 50 | 50 |
| 医療型児童発達支援 | 人日/月 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 放課後等デイサービス | 人日/月 | 425 | 520 | 585 | 685 |
| | 人/月 | 65 | 80 | 90 | 105 |
| 保育所等訪問支援 | 人日/月 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 人/月 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人日/月 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 障害児相談支援 | 人/月 | 20 | 20 | 20 | 25 |

※数値：上段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用時間」、下段は1か月当たりの利用人員。

【見込量確保のための方策】

- 児童発達支援と放課後等デイサービスはニーズが高く、今後も利用が増加すると見込まれることから、サービス提供事業者との連携のもと、受入枠の拡大に努めます。
- 医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援は近年、利用実績がないため、当面「0人」としています。

(1) 関係団体・関係機関等との連携

障害福祉サービスの推進に当たっては、相生市社会福祉協議会や相生市障害者自立支援協議会、サービス提供事業者をはじめ、当事者団体などの関係団体・関係機関との連携を強化し、協働体制で計画の着実な推進に努めます。

また、障害者施策はその分野が多岐にわたることから、各分野を所管する庁内関係各部との連携を図り、情報や課題を共有し、障害者福祉の充実に努めます。

(2) 国・県・近隣自治体との連携

障害のある人や障害のある児童に対する福祉サービスの質・量を拡大するためには、本市だけの取り組みでは不十分な点もあることから、国・県及び近隣市町との連携を強化し、十分なサービス量の確保と、サービスの質の継続的な向上を図ります。

(3) 計画の周知・啓発

本計画を実効性のあるものにするためには、地域住民の理解と参画が不可欠であることから、広報紙・ホームページなどを通じて地域住民に対する周知・啓発を継続的に行い、地域共生社会の実現を目指します。

1 用語解説

あ

●アウトリーチ

相談に来た人に対応するだけでなく、支援を必要とする人を積極的に探し出し、働きかけたりして、支援につなげること。

●一般就労

事業所（企業や官公庁）との間に雇用契約を結び、「労働基準法」や「最低賃金法」などの労働関係法のもとで賃金の支払を受ける就労形態のこと。

●SDGs（エス・ディー・ジーズ）

「Sustainable Development Goals」の略で、日本語では「持続可能な開発目標」と訳される。持続可能な世界を実現するために、国連加盟 193 か国が平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの 15 年間で達成するために掲げた目標で、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された。「すべての人に健康と福祉を」など 17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（より具体的な目標）から構成されている。

さ

●サービス提供事業者

指定機関（都道府県・市町村）から指定を受け、障害福祉サービス事業を提供する民間の事業所のこと。

●手話通訳者／手話奉仕員

手話通訳者は民間機関が実施する「手話通訳者全国統一試験」に合格し、都道府県に認定された人のこと。手話奉仕員は市町村が実施する手話奉仕員養成講座を修了した人のこと。いずれも聴覚障害のある人を、手話によるコミュニケーションで支援する。

●ジョブコーチ

職場適応援助者とも呼ばれ、障害のある人が職場で仕事を遂行するために必要な支援や、職場内のコミュニケーションの支援、事業主に対するアドバイスなどを行う人のこと。

さ**●成年後見制度**

認知症の人、知的障害や精神障害のある人などの権利を擁護するため、家庭裁判所に選任された成年後見人などが、本人に代わって財産の管理や契約行為などを行う制度のこと。

た**●地域生活支援事業**

障害のある人の自立した日常生活や社会生活などを支えるため、都道府県や市町村が行う事業のこと。全国一律に実施される必須事業と、都道府県や市町村が独自に行う任意事業がある。

は**●ピアサポート**

同じ問題や課題、悩みなどを持っている人や、同じような環境にいる人同士が、互いに体験を語り合ったり、支え合ったりすること。

●ペアレントトレーニング／ペアレントプログラム

ペアレントトレーニングは、育児に不安や悩みがある保護者や発達障害のある子どもをもつ保護者などが、子どもの特性や子どもとの接し方などを学ぶこと。これに対し、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）などにより、効果的なペアレントトレーニングができるよう考えられたプログラムをペアレントプログラムという。

●ペアレントメンター

自らも発達障害のある子どもを育てた経験があり、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。同じような発達障害のある子どもをもつ親に対して、共感性に基づく支援を行う。

や**●要約筆記**

聴覚に障害のある人に対し、会議や授業、会話などの内容を、手話ではなく文字に書いてコミュニケーションを図ること。

2 計画策定の経緯

| 年 | 月 日 | 内 容 |
|------|-----------------------|---|
| 令和2年 | 6月4日（木） | 第1回 相生市障害者自立支援協議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・第5期障害福祉計画の進捗状況について ・第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定について ・アンケート調査の実施について |
| | 6月25日（木）～ 7月10日（金） | 市民アンケート調査の実施 （障害者手帳所持者 1,500 人、及び 18 歳以上の市民 500 人対象） |
| | 6月29日（月）～ 7月17日（金） | 関係団体等アンケート調査の実施 （当事者団体2団体及び障害福祉事業所 19 事業所対象） |
| | 12月10日（木） | 第2回 相生市障害者自立支援協議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定について ・アンケート調査の結果について |
| 令和3年 | 1月25日（月）～ 2月12日（金） | パブリックコメントの実施 |
| | 2月●日（●） | 第3回 相生市障害者自立支援協議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（案）について |

3 相生市障害者自立支援協議会委員名簿

(令和2年度)

(敬称略)

| 選出区分 | | 氏名 |
|--------|-------------------|--------|
| 障害者団体 | 相生市身体障害者協会 | 竹平 秀夫 |
| | 相生市手をつなぐ育成会 | 田中 文江 |
| | 元気アップみのり家族会 | 三木 豊 |
| 学識経験者 | 相生市医師会 | ◎西川 梅雄 |
| | 障害児心理相談員 | ○澁川 壽彦 |
| 福祉団体 | 社会福祉法人 相生市社会福祉事業団 | 宮崎 直樹 |
| | 社会福祉法人 みどり福祉会 | 北岡 信夫 |
| | 相生市民生・児童委員協議会 | 有田 耕三 |
| | 西播磨障害者就業・生活支援センター | 大野 孝彦 |
| | NPO法人 自立支援プラザ相生 | 富田 要 |
| | 社会福祉法人 相生市社会福祉協議会 | 中濱 和義 |
| | 指定特定相談支援事業所みどり | 児島 良三 |
| 関係行政機関 | 龍野公共職業安定所相生出張所 | 藤本 雅子 |
| | 西播磨県民局赤穂健康福祉事務所 | 柿本 裕一 |
| | 相生市教育委員会 | 山本 哲也 |

◎会長 ○職務代理者

4 相生市障害者自立支援協議会設置要綱

平成 28 年 3 月 31 日
訓令第 32 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 の規定に基づき、本市の総合的な障害福祉に関するシステムづくりのための中核的な役割を果たす協議の場として、相生市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者の自立した地域生活を支援するための方策を協議すること。
- (2) 処遇困難な障害者への対応を協議すること。
- (3) 障害福祉計画等の策定及び評価等に関すること
- (4) その他障害者の自立支援に関し必要と認められること。

(組織)

第 3 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者福祉に関係する各種団体等に属する者
- (2) 障害者福祉に関係する機関等に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は協議会を代表し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委嘱後最初に召集する協議会は、市長が召集する。

- 2 会議は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があるときは委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第 7 条 市長は、第 2 条各号に規定する所掌事項を協議するため必要があると認めるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(守秘義務)

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、社会福祉課がこれを行う。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第6期相生市障害福祉計画
第2期相生市障害児福祉計画

発行年月／令和3年3月

発行／相生市

編集／相生市 健康福祉部 社会福祉課 障害福祉係

〒678-0031 兵庫県相生市旭一丁目6番28号
電話／0791-22-7167 ファックス／0791-23-4596
電子メール／shogaifukushi@city.aioi.lg.jp
